



Title	翻刻『万代大雑書古今大成』（十二）
Author(s)	伊藤, 孝行
Citation	メディア・コミュニケーション研究, 75, 1(右)-19
Issue Date	2022-03-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/85267
Type	bulletin (article)
File Information	03_ito.pdf



[Instructions for use](#)

《翻刻》

翻刻『万代大雑書古今大成』（十二）

伊藤孝行

《要旨》

本稿では、『万代大雑書古今大成』（読み…ばんだいおおざっしよこんたいせい）の翻刻の一部を掲げる。『万代大雑書古今大成』は天保年間に発行され、明治に入り改訂版が刊行された。内容は、生活するうえで必要なことが記してある便覧である。それゆえ、古くから伝わる習慣から占星術、名付けの際の留意点等々、多岐にわたる内容となっている。

『万代大雑書古今大成』は、管見のかぎり今のところ翻刻されていない。近代日本語資料の一として、また近代に於ける日本の習慣や風俗についての資料として、一定の価値はあろう。本稿では伊藤（二〇二二）に続き、「ふ二」より「こ二十」まで掲げる。

キーワード…近代語、翻刻、万代大雑書古今大成

SUMMARY

Reprinting: “Bandai Ozassyo Kokon Taisei” (12)

This paper presents a part of the book entitled “Bandai Ozassyo Kokon Taisei”, which was first issued in the Tenpo Period (1837-1858), rewritten in present-day Japanese [characters]. It is a guide book describing the particulars of daily life at the time. It ranges widely over many themes, from traditional customs and astrology, to the points to note in naming children. Although “Bandai Ozassyo Kokon Taisei” is a printed book, and has had a revised edition issued in the Meiji period, it has not been translated into modern characters before, to the author’s knowledge. As one of the sources of modern Japanese and also as a material describing Japanese manners and customs of the past, it is of indisputable value. An abstract from the book, together with the title, colophon and preface, are reproduced here. This paper reprints the Chapters Fu-1 - to Ko-20 in Ito (2021).

KEYWORD : Modern Japanese, Reprinting, Bandai Ozassyo Kokon Taisei

凡例

- ・漢字の表記は、通行の字体に改めた。
- ・割注は【 】で示した。割注中の改行箇所は／で示した。
- ・●は翻刻しかねた箇所である。今後の課題としたい。

ふ一 服忌令		
父母	忌五十日	服十三月
養父母	忌三十日	服百五十日
嫡母	忌十日	服三十日
繼父母	忌十日	服三十日
夫	忌三十日	服十三月
妻	忌二十日	服九十日
嫡子	忌二十日	服九十日
末子	忌十日	服三十日
養子	忌十日	服三十日
夫の父母	忌三十日	服百五十日
祖父母	忌三十日	服百五十日
曾祖父母	忌二十日	服九十日
高祖父母	忌十日	服三十日
伯祖父姑	忌二十日	服九十日
兄弟姉妹	忌二十日	服九十日
異父母兄弟	忌十日	服五十日
嫡孫	忌十日	服三十日
末孫	忌三日	服七日
曾孫玄孫	忌三日	服七日
従父兄弟姉妹	忌三日	服七日
甥姪	忌三日	服七日

七才未満の小兒遠慮三日服なし
聞忌聞付る日より服忌前に同じ

○穢の事

産穢 父七日 母三十五日
血荒 父七日 母十日
流産 父五日 母十日
踏合 行水次第

重る服忌の事父の服忌明ざる
うち母の服忌あらバ母の死去
の日より五十日十三月の服忌を
うくべし二年の服に及ばざる
なりおよそ服忌令の大概かく
のごとし

ふ二 風雨考

○雨降んとしてハ石ずへまづうるほふ物也
○雨降れば気さんじて土かハくものなり
○潮にあハうく事多きハ大風のきざしなり
○蚊空にあつまる時ハかならず雨降也
○羽蟻多く出るハ風雨のしるしなり
○猫の子青草をかめバかならず雨降也
○からす水をあびるハ必雨降しるしなり
○水鳥樹木にとまれバ雨ふるきざし也

- 犬草をかめバ晴になるしるし也
- 同じく土をかぐハ陰雨のしるしと知べし
- 獸の革をたゝきて常よりよく鳴るハ大雨のしるし也
- 鳩啼てかへす声あるハ晴也かへす声なきハ雨のしるし也
- 朝鳶鳴けバ雨也夕になけばはるゝなり
- 琴の音鼓の音清くさゆるハ風雨のしるし也
- 石しめり又樹木より汗流るゝハかならず風雨のしるし也
- 巢居して風を知り穴居して雨をしるとて低きえだに鳥の巢つくるとしハ大風かならず吹獸虫の類穴を出れば雨降と知べし
- 燈火うごき俄にばちくはねる声あるハ風雨なり
- 線香の煙り直に立上るハ雨也
- 魚飛んで水のうへにおどるハ風雨のしるし也
- 人のかしらかゆく耳あつく顔赤くあるひハひぢいたむハミな雨のしるしなり
- 蜂蟬むらがり飛ならバ風吹也又うすつく如くうごくハ雨のしるし也
- 天雲なくはれて蒼ければ三日の内に雨ふるとしるべし
- さがり雲早くきゆれば大風吹なり
- 雲きれくになりてはやきハ大風のしるし也
- 春大に寒く夏気蒸し秋俄に涼しく冬たちまちあたたかなるハミな雨ふるしるし也雨降時ハ山ちかく見え晴
- 天にハ山遠く見ゆる物なり
- 一年つもつて四十日余ハ雨ふらぬもの也過れば大凶年也
- 天雲なく雨ふるハ天下凶年のしるし也また太平の代にハ五日に一度風ふき十日に一度雨降とぞ
- 日の出にむかひ雲行バひより也
- 北斗を見るに星のひかりさえず落くほミたるやうなればちかきうち雨か風になるべし光さえてうゝうきたるやうなれば日和つゞくなり
- 正西より吹風ハ雨なし此風ハいつにてもひやゝかなる物也西北のかぜハ日和を主どる也しかれども其国によりて●夫それかハる也五畿内と関東ハかはりあるが如し
- 五水種を失ふといふ事有これハ毎月の朔日が水にあたる事五ヶ月つゞけバ洪水ありといふ事也
- 四火石をわるといふ事ハ毎月朔日が火にあたる事四ヶ月つゞけバ大ひどりする也
- 三木枝を折と云事ハ木にあたる朔日が三ヶ月つゞけバ大風有と也
- 出雲入雲によつて日和を見る事国によりてかハれり京大坂にてハ雲のあし丑寅へ行を入雲と云よし大坂にてハ沖気とも云とぞ是非雨となる也しかれ共急雨ならず又未申のかたへ行を出雲といふよし是も雨なれど風つよく吹ときは晴になるなりいぬゐへこむハしけ風雨の甚しきハ大日和と云とぞ

ふ三 不成就日

正七【三日 十一日／十九日 二十七日】二八【二日 十日／十八日 二十六日】
三九【二日 九日／十七日 二十五日】四十【四日 十二日／二十日 二十八日】
五十一【五日 十三日／二十一日 二十九日】六十二【六日 十四日／二十二日 三十日】

今世に云ならハす不成就日といへ

る事ハもと陰陽家の勘文にハ

なきことにして昔安部の清明占ひ

に妙を得昼夜門前に群をな

し占ひをたのむ人引も切らず

故にふ成就日といへるを作りて

此日ハ何事も成就せぬ日なり

とて占ひの休日なりしといへ

りしかし難波戦記大全卷

の二伝にいハく世に不成就

日あり三二一四五六と次第

して正月に初り六月に

いたりまた七月にはじま

り十二月におハるおのく

上旬の日をもつて七日づゝ

へだてすなハち第九日め也

これ慈覚大師の勘状に

して山門寺門児湯食

までも知るところなりと

見えたりこれらを本説の

よりどころとして可ならん

か

ふ四 不成就刻限の事

毎月四日 十一日 十八日 二十五日

右酉のときより子の時迄わろし

毎月八日 十五日 二十二日 二十九日

右卯のときより子の時迄わろし

此日ハ物をしそむるにも人に

ものをいひかけても成就せ

ず悪日なり

ふ五 風雨を知事

申子辰の時ふり出しながし

酉丑のときふり出しはるゝ

西北の方黒雲ハ雨なり

日の色かゝやくハ風なり

日のかさ朝白く暮に黒く

あかきいろハ風なり

五六月迄ハ南へまハれバ日和よし

ふ六 福徳日の事

正七月ハ【むまの日】 二八月ハ【うしの日】 三九月ハ【うの
日】

四十月ハ【ひつじの日】 五十一月ハ【とりの日】 六十二月ハ
【ゐの日】

右の日ハよろづの物をこなたへとる日也他へ出すハわろし

こ一 五岳の凶

五岳をたつとむ事ハ書の舜天に
初り和漢是を尊信する事久

し世の人山坂河海を渡るに此凶

を連れバ風波の儉難を免かれ

且寿福開運を祈或ハ諸芸に

進達する事うたがふべからず

こ二 金神并七殺の事

金神ハ本地金剛薩埵愛染明王同体也此方に向て

家造し国人所替わたまし婚礼惣じて何事も慎べし

誣て犯せバ七人眷属まで取殺す故七殺とハ申也

但遊行日有其間ハもちひてもくるしからず

遊行日

春ハ【乙卯より六日が間／ひがしにあり】 夏ハ【丙午より六
日が間／みなみにあり】 秋ハ【辛酉より六日が間／にしにあり】
冬ハ【壬子より六日が間／きたにあり】

又一説に遊行日とて用ひ来る日あり是方位の遊行也

甲寅日より【五日が間／巳午の方】 丙寅日より【五日が間／
申酉の方】 戊寅日より【五日が間／丑未辰戌の方】

庚寅日より【五日が間／亥子の方】 壬寅日より【五日が間／
寅卯の方】

無拗事あらバ右遊行日遊行の方角を用ふべし

こ三 五行相生

木ハ東をつかさどりて春に
旺するなり木ハ物にふれて

動もの也うごく物ハ陽なり

水ハ北より東へうつりて木を

生ずる也これ水生木也

水生木

火ハ南をつかさどりて夏に

旺する也木を相輾れバ火

生ずこれ木生火なり

木生火

土ハ中央をつかさどりて

四季の土用に旺ず万物の

盛生じて又土に帰す

火生土のゆへに夏の末に

長ずるなりかるがゆへに

四季のうちに夏の土用が

別して人のいたむ時分なり

然ども夏の火より秋の金へ

うつりて火剋金と剋し

害ふ時なるに土用を以前

後相生するゆへ人も恙な

く秋の金氣殺罰のがる、也

火生土

砂をやり山を穿ちて金鉄

を得るこれ土生金なり

土生金

水ハ冬を主り北に配す金

生水の道理にて金有所

必水あり東へ流れて木

を養ふ是五行の相生なり

金生水

こ四 曆中段の事十二直の解

十二客とも十二直ともいふ客とハ外より来りて

やどると云こゝる也直とハあたるとよむ文字なり

客とおなじ儀なり私に云甲乙等の十干ハ天なり

子丑寅の十二支ハ地也此十二直ハ人なりゆへに第一

の建を寅の日にあつるなり人ハとらにうまるゝと

いふ義をとるなりこれを覚ゆる法ハ正月ハ寅の月

なればすなハち寅の日を建とす卯の日を除とす

辰の日を満とし次第ミなこれになぞらふ二月は

卯の月なれば卯の日を建とし辰の日を除

とす又毎月節に入日ハおどるなりおどるとは

節に入前の日満ならば節に入日も満なり此中段

の日取を宙に覚ゆる歌あり

十二客そのかしら字を覚ゆべし

たのミたさとやあなおひとなり

建とハ天の成はじまる日なり種をまき神をまつり

柱を立家を造り夫妻に逢はじめ旅行に立

物事を初るに大吉也但し土をうごかさず

除とハ土の成初る日なり井堀道をゆきてよし

寺を建土をうごかし夫妻に逢初むれば必死する也

満とハ人の成初る日也神をまつり家を造わたまし

又夫妻にあひはじめ土をうごかし種を蒔てよし

平とハ四天王の成初る日也神を祭るにハよし仏事

にハ悪し種をまき旅行婚礼等にハよし
定とハ五穀の成初る日也神を祀り家を造てハ悪し種を

まき婚姻旅行土をうごかし井を堀に大吉日なり

取とハ天福の成初る日也神を祀り種をまき婚礼に用て

福徳来り百三十年保ち安全也家造井堀大によし

破とハ星の成初る日なり神を祭り旅行して必死す土を

うごかし婚礼等大にわろし

危とハ風の成初る日也酒をつくりて大によし種をまき

神をまつり家を造など一切よろしからず

成とハ人の成初る日也神を祀り土を動し樹を植家を造り

婚礼種まき大によし其外万もちひてよし

納とハ水の成初る日也神を祭婚礼等ハ死す酒を造れば

三人死す家造旅行土を動かして大によし

開とハ地福の成初る日也寺を建竈をねり土をうごかし

門を立井堀旅行種まき神をまつり婚礼等に用ひて

三日のうち宝をまうくるとなり

閉とハ病の成初る日也墓を立てよし家造五こくを

まきなどする事大に悪し

こ五 五行相剋

相剋と云ハ剋ハかつと

よみて水ハ火に勝て金

ハ木に勝のたぐひ也これを

いみきらへども火ハ金を

剋して宝鼎名剣も出来る

也金木を剋して宮殿も

建ち器物も出る也相剋は

決而嫌事ならず木克土

も其理にて五穀を初衣食

とも皆木克土より出来る也

木克土

土堤ハ河水の溢るゝを防ぎ

瓦甕ハ雨水を防て用を

なす禹王の水を治給ふも

皆土克水の用也尊ふべし

土克水

水火を克して火災を防

よく米穀を実のらせり

水克火

火ハ金をとらかす時ハ克用を

なし世用を達す図のごとし

火剋金

金木を剋して家蔵器もの

まで調へり相剋の尊べき事如此

金剋木

右のごとく相剋ハ用をなす

道なれば恐れいやしむべからず

愚蒙の徒生剋の道をもつて
人を惑す事甚しき故に

屢兒女子にさとしてまどひ
なからしめんと欲す然共是迄

用ひ来れる道ゆへ男女相性
なども⑤の部に出せ共強て

これになづむべからず

こ六 曆下段日並吉凶の事

○歯固とハ 歯ハ齡とおなじ儀にて齡を固ると云事也

○着衣初とハ 衣服の縫初針はじめなり【小袖着初日／と云ハ非也】

○編糝初とハ 【ひめはじめを飛馬初と書て馬乗初／と云ハ馬のり初ハ別にあり陰陽家にて／火水はじめと書も義深いかな編糝初／とて粥なり口伝なり】

○鋤初とハ 耕作はじめなり

○大明日 此日ハ安倍清明撰ミ出されて取上の大吉日とす旅行家造一切の事に用ひてよしたとへ

滅日没日往亡日天火狼藉地火などの一切の悪日に
あたるとも此大明日にあたれば少しもおそるゝ事

なく用ふべしこれ最上の大吉日なるゆへなり

甲【とら たつ／むま さる】乙【ミ ひつじ／とり】丙【たつ
／むま】丁【うし う／ひつじ ゐ】戊【たつ

己【うし ミ／ひつじ とり】庚【たつ むま／さる いぬ】辛
【ひつじ／とり ゐ】壬【たつ むま／さる とり】癸【うし
たつ／ミ とり／ゐ】

○鬼宿日 大吉日なり万よし尤毎月一日づゝあり

正【十一日】二【九日】三【七日】四【五日】五【三日】六【朔
日】

七【二十五日】八【二十二日】九【二十日】十【十八日】十一
【十五日】十二【十三日】

按ずるに正月十一日を帳いハひとし六月朔日を

竈の上塗日とするも右吉日ゆへにや

●五墓日 此日ハ木火土金水の五行十二運の中の墓の
運にあたるゆへ五墓日と云也墓ハ父母の肉親をやぶり

埋処なれば尤深く慎べし【按ずるに墓ハ鬼の陰に帰する処に／し
て生氣なきを以店開商初】

・戌辰・壬辰・丙戌・辛丑・乙未【万事栄へいさむ事ハミなく
大に／わろし】

○天恩日 七ケ日のひとつの吉日なり

甲子【より五日／が間つゞく】己卯【より五日／が間つゞく】
己酉【より五日／が間つゞく】

婚礼祝言官に昇元服家督讓其外人の諸祝儀

事にきハめて大吉日なり

○月徳日 これも七ケの吉日の内なり万よし

正月【きのえひのえ／つちのえかのと】二月【きのえひのえ／つちのえかのと】三月【きのとひのと／かのえミづのと】四月【ミづのえひのと／かのえきのえ】五月【きのえつちのと／ひのえかのと】六月【ひのえかのと／きのえつちのえ】七月【かのえきのと／ミづのえひのと】八月【ミづのえひのと／かのえきのえ】九月【きのえつちのえ／ひのえかのと】十月【ひのえかのと／きのえつちのえ】十一月【かのえきのと／ミづのえひのと】十二月【ミづのえひのと／かのえきのえ】
右の干にあたる日なり万よし

●復日 跡もどりのする日なれば吉事をおこなふにハ大によしあしきことに用ふるにハ災ありて悪事かさなる也よき事にても媳婦迎其外縁辺にハ大にきらふべき日なり葬礼など大にいむべし

●重日 ふく日とおなじ理に通ずる日なれば婚礼葬礼などすべてかさなる事を嫌ふことハ決て忌むべき也

【曆にハちう日と書てあるゆへ中日と心得違人／ありとぞ中日ならずちう日なり】

○母倉日 天より万の物を恵ミ給ふ事母の子をいつくしむごとき日なればとて母倉日とは号たり

とぞ分て大吉日なり万事ミな妨なししかれどもこの母倉十日の内亥の日ハ重日なれば祝言婚礼仏事をいむべし其余の九日ハたとへ外にさハる日なり

とも母倉日にあたる日におゐてハ吉日なりとしるべし

春ハ【亥の日 子の日】 夏ハ【寅の日 卯の日】
秋ハ【辰の日 丑の日／戌の日】 冬ハ【申の日 酉の日／巳の日 午の日】

●帰忌日 天亡星と云ほし地に降りて人の家の門戸をふさぐ日なれば旅に居て此日故郷へ帰り媳嫁どり国人などに大にわろし

●血忌日 殺忌 日忌 血忌とて三ツの悪星の精なり此日鍼灸をし膿血をとり鳥獸をころし血をあやす事大に忌べし

●凶会日 二十二省とて二十二色有籠篋に見えて万わろし取分婚礼旅行神事仏事種蒔金銀出入すべて何事にも用ふべからず

●十死日 曆に十しと書けり大殺日とて大悪日なり善悪用ふべからずたとへば葬礼婚礼仏事などいミさくべし

●地火日 礎をすへ井を堀木を植種をまき溝さらへなどをいむべし

●天火日 家を造移住屋根ふくに大に悪し

【天火 地火／人火 雷火】これを四火とて忌べき悪日なり

○神吉日 又ハ上吉とも書けり万事に用てよし
神事祭礼遷宮祈禱立願寺社造立などに大に

よし不浄の事にハもちふべからず

○入学吉 入学とハ学文の事にかぎらず一切の道を●

初ることをいふ也又曆の中段たつなるひらくの三日学問初吉

甲【ね 春ハいむ也／いぬ さる】乙【る】丁【る うし】戊

【ね たつ とり】

己【ミ うし】庚【むま とり】壬【むま たら】

●往亡日 旅行移住祝言等大に悪し又出陣

をいむなり然ども宋の武帝慕容趣をせむる

とき諸猶往亡日なるを以す、まざりしに武帝

宣ハく我往て彼をほろぼさん吉日なりとて遂に

慕容氏を責破る其外本朝の諸相日を撰まずして

勝利を得られし例古書に数多出てあきらかなり

●歳下食 俵物口を開初種をまき草木を植る

なといむべし少しの悪日なり又時の下食と云事

も有これハ髪月代沐髪洗などを一時の間いむなり

正【未の日／亥の時】二【戌の日／子の時】三【辰の日／丑の時】四【子の日／寅の時】五【午の日／卯の時】六【子の日／辰の時】

七【申の日／巳の時】八【酉の日／午の時】九【巳の日／未の時】十【亥の日／申の時】十一【丑の日／酉の時】十二【卯の日／戌の時】

右の日刻唯一時万事いミ除くべし一日を慎におよはず

●受死日 曆にハ●又■如此記して俗に黒日といふ

万事に用べからず病人に医師をむかへ又ハ転じなど

するに大にわろし恐れ慎むべし

正【戌】二【辰】三【亥】四【巳】五【子】六【午】

七【丑】八【未】九【寅】十【申】十一【卯】十二【酉】

○天赦日 此日ハ大上吉日なり天より万の物を養

育て、其罪をゆるす日なりとぞ何事に用ひても

咎なし又此日悪日にあたりあふとも稀なり

六月の内にこれ有るときハ黒日にあたるといへども天

赦日の力によりて黒日のさハリなし又秋天赦日ハ

戊申なり申の日ハ万によろしからずといへども秋に

なりて戊にあたるるときハかならず制すると知べし

春【巳寅の日】夏【甲午の日】秋【戊申の日】冬【甲子の日】

●滅日 没日 此両日ハ天と日と月とのめぐりの

はやくとおそきとより出たる悪日也此両日が積り

く／＼後閏月となるなり尤万事いミさくべし

●滅門●大過●狼藉 これ三ケの大悪日なり

貧窮飢渴障碍の三悪神にて禍の根本とす

よろづにわろし用ふべからず別て仏事に忌べし

●地子日 此日ハ事によりて吉又事によりて悪し

こ七 碁のうらなひ

八月八日竹林のもとにて碁を

打て勝たる者ハ一生歡樂至福

なり又まけたるものハ病あるべしと也

黄石公これを軍に用ゆとぞ

こ八 孔明六曜星占

此うらなひハ人々毎日の

運氣吉凶を知る法なり

先勝日【正月／七月】

友引日【二月／八月】

先負日【三月／九月】

仏滅日【四月／十月】

大安日【五月／十一月】

赤口日【六月／十二月】

此くりやうハたとへバ二十一才の人

正月十四日吉凶をうらなふにハ

正月としるしたる星を朔日とし

次を二日三日と順にかぞへとまり

より又もとへかへり日数ほどかぞ

ふれバ十四日ハ友引日にあたる又

其次より年の数二十一かぞふれ

バ大安日にあたるこれすなハち

其人その日の運氣と知べし

余ハこれに准ず

先勝日

この日諸事

いそぐ事に

よし八ツ時

よりくれ六ツ

迄あし、

友引日

この日朝夕

よし午のこ

くあし、

あひ引とて

しやうぶなし

先負日

この日諸事

しづかなる事

ハよし午の

刻より酉の

こく迄よし

仏滅日

この日万事

凶なりわづ
らひつけバ
ながく又くぜ
つをつゝしむべし
大安日
この日しゆつ
ぢんわたまし
万事利あら
ずといふ事
なし大吉日也
赤口日
この日諸事
悪しゆだん
すべからず
但し午の時
少しよろし
こ九 婚礼吉日
正【い／ね】 二【うし／とら】 三【う／たつ】
四【ミ／むま】 五【ひつじ／さる】 六【とり／いぬ】
七【あ／ね】 八【うし／とら】 九【う／たつ】
十【ミ／むま】 十一【ひつじ／さる】 十二【とり／いぬ】
右の日ハ陰陽日といひて嫁

とりの事に一切用ひて大吉
日なり

こ十 恋慕悪縁を避事

願ある人七々の社の神前の白
砂を取替てしたふ者の居間の
下に置バすミやかに縁切といふ

往古宇多天皇の後帝の寵

を失ふにより当社にいのるに

霊●によつて神前の砂

をもつて大和三笠山のかたち

を作るに果して寵愛旧の

ごとしとなり此説より発

れり七野社は洛北船岳の

ほとりにぞ有ける

こ十一 曆の外に日取の吉凶の事

こよみに日の吉凶を記し有といへども事繁多なれば
ことごとくする事あたはず簠簋にのするところの
日取をくわしく左にしるして其要をしらしむ

○如意宝珠日 如意とハ心に思ふまゝとよむ此日に
なす程の事自在にして心の欲のごとく成と云心也

如意宝珠とハ竜宮に在て罌粟ほどの物にして無
量の財宝を湧出せしむ故に仏神とも宝として

持給ふとなり蔵開店開売買等に大によし

正五九月ハ【亥日】二十十月ハ【丑日】三十七一月ハ【申日】四
八十二月ハ【巳日】

○万吉日 利倍あきなひによき日なり

甲【とら／たつ／いぬ】乙【とり／ミ／うし】丙【とら／たつ】

庚【ね】辛【とり】戊【とら／たつ】癸【とり】

○商吉日 初て売買に取付かまたハ商売替或ハ
店びらきうりぞめによし

甲【とら／たつ】乙【うし】ミ／とり　う【丙】とら／たつ【戊】

【ね】庚【とら／たつ】壬【とら／たつ】癸【ミ】

○天福日 天より福を給ふ日なり

正【ひつじ】二【さる】三【うし】四【いぬ】五【ゐ】六【ね】

七【ミ】八【とら】九【う】十【たつ】十一【ミ】十二【むま】

○地福日 井堀種まき地神を祭るによし

正五九月ハ【たつ】二十十月ハ【ゐ】三十七一月ハ【ミ】四八十
二月ハ【たつ】

○万億日 万物豊饒なる日なり

正五九月ハ【むま】二十十月ハ【とり】三十七一月ハ【ね】四八
十二月ハ【う】

○千億日 大吉日也此日人の方へ物を出さぬがよし

正【とら】二【う】三【たつ】四【ミ】五【むま】六
【ひつじ】

七【さる】八【とり】九【いぬ】十【ゐ】十一【ね】十二
【うし】

○三宝大吉日 此日心願を祈禱するに随意に
かなふ大吉日なり簠簋につぶさにしるせり

壬午 庚寅 甲午 丁酉 巳酉【已上三宝上吉／日といふ】
丙寅 丁卯 庚辰 庚辰 癸酉【已上三宝中吉日／と云】
庚午 丁巳 辛【巳／亥】戊寅 丙午【已上下吉日／と云】

簠簋に云壬午ハ釈迦如来祇園精舎を建立し給ふ日也
ゆへに堂塔建立などによし「庚寅の日ハ釈迦如来王
宮を出て檀特山に入給ふ日なりゆへに入学得道登
山登壇入戒願初行初弟子のてら入などによし
「甲午の日ハ釈迦如来成道し給ふ日なり作善
入定仏法の伝受等によし「丁酉の日ハ迦葉
尊者信印をつたへ給へる日なりこのゆへに五堂相伝
仏法伝受に吉日也「丁卯ハ妙莊嚴王あくしんを
変じて仏に帰し給ふ日也「丙寅ハ舍利仏誕生
の日也又阿闍世太子あくしんをひるがへして仏
弟となり給ふ日なりといへり右ハ簠簋の注の
意をあらハせしなり

○願成就日 此日ハ仏神へ祈て預叶ふ日なり

正【とら】二【ミ】三【さる】四【ゐ】五【う】
六【むま】

七【さる】八【とり】九【いぬ】十【ゐ】十一【ね】十二
【うし】

七【とり】 八【ね】 九【たつ】 十【ひつじ】 十一【いぬ】
十二【うし】

こ十二 五性により灸を忌日

木性の人ハ ひつじの日

火性の人ハ いぬの日

土性の人ハ たつの日

金性の人ハ うしの日

水性の人ハ たつの日

こ十三 五性により家を造る二能年

木性の人ハいぬのとし家を造

れバ三年のうちなたからを得る

子のとしに作れバ大吉午のとしニ

つくれバ六年のあひだに富る

火性の人うしの年につくれバ

二十年の間にとミきたる

土性の人ハひつじの年につくれバ

大にふつきするさるのとしに作れ

バ六年の間財を得る事あり

金性の人たつのとしに造れば

吉なりさるのとしにつくれバ

六年のあひだにとみきたる

水性の人子のとしにつくれ

バそのとしもよし午のとし
につくれバ次第にふうきする
なり

こ十四 曆中段二より【胎内の生れ子／男女を知る法】

生れ子の男女を知る術多し

といへ共あたりがたし中段に

よりて男女を知る事左の

ごとし

○ひらくの日 ○たつの日

○ミつの日 ○さだんの日

○やぶるの日 ○なるの日

右の六ケ日に誕生する子ハ

女子なり

○とづの日 ○のぞくの日

○たいらの日 ○とるの日

○あやふの日 ○おさんの日

右の六ケ日にうまるゝ子ハ

男子なり

こ十五 曆の外に忌用ひざる日の事

●赤口日 此日ハ万事願事かなはず大悪日也

正七【三日九日十五日／二十一日二十七日】 二八【二日四日十

四日／二十日二十六日】 三九【朔日七日十一日／十九日二十五

日
 四十【六日十二日十八日／二十四日三十日】 五十一【五日十一日十七日／二十三日二十九日】 六十二【四日十日十六日二十一日二十八日】

●大悪日 これを四季の悪日と云箒経にあきらかにす六害七傷八難九厄の事なりと

簞篋に見えたり深くいむべし此日ハ八貧日滅日
 没日剋日大過日往亡日狼藉日天火日地火日さ
 もう日とうこ日とて大悪日なり

春【きのえね／きのとぬ】 夏【ひのえね／ひのとぬ】 秋【かのえね／かのとぬ】 冬【みづのえね／みづのとぬ】
 ●空亡日 人々一代もちひざる日なり

乙亥日	とり	ミづのと	ひつじ	かのと	ミ	つちのと	う	ひのと	うし	きのと
甲戌日	さる	ミづのえ	むま	かのえ	たつ	つちのえ	とら	ひのえ	ね	きのえ
乙酉日	ひつじ	ミづのと	ミ	かのと	う	つちのと	うし	ひのと	あ	きのと
甲申日	むま	ミづのえ	たつ	かのえ	とら	つちのえ	とら	ひのえ	いぬ	きのえ
乙未日	ミ	ミづのと	う	かのと	うし	つちのと	うし	ひのと	あ	きのと
甲午日	たつ	ミづのえ	とら	かのえ	ね	つちのえ	ね	ひのえ	いぬ	きのえ
乙巳日	う	ミづのと	うし	かのと	あ	つちのと	あ	ひのと	とら	きのと
甲辰日	とら	ミづのえ	ね	かのえ	いぬ	つちのえ	とら	ひのえ	さる	きのえ
乙卯日	うし	ミづのと	あ	かのと	とり	つちのと	とら	ひのと	ひつじ	きのと
甲寅日	ね	ミづのえ	いぬ	かのえ	さる	つちのえ	さる	ひのえ	むま	きのえ
乙丑日	いぬ	みづのえ	とら	かのと	ひつじ	つちのと	ひつじ	ひのと	ミ	きのと
甲子日	いぬ	ミづのえ	さる	かのえ	むま	つちのえ	たつ	ひのえ	とら	きのえ

人々生れ年のゑとを横にあて、見るべしたとへば
 きのとのうしのうまれ年の人ハきのとの亥の日也
 きののえのねのうまれの人ハきののえ戌の日也生れどし
 のゑとの処を左へ引て見るべし空亡日は黒の中
 の白字のゑとがくうぼう日也余ハ准じて知べし

●大空亡日 旅行商ひ金銀を貸すに大悪日也

正九【六日十四日／二十二日晦日】 二十【五日十三日／二十一日二十九日】 三十一【四日十二日／二十日二十八日】
 四十二【三日十一日／十九日二十七日】 五【二日十日／十九日二十七日】 六【朔日九日／十七日二十五日】 七【八日十六日／二十四日】 八【七日十五日／二十三日】
 こ十六 曆の上段中段ニて三ケの大事

上段丙にて中段閉の日
 上段庚にて中段破の日
 上段戊にて中段開の日
 右十二支ハ何にても論なし
 此三日ハたとへバ相場ある物段
 〳ことたかきハ此日大に下る変
 をなし段々と下る物ハこの日
 大に上る変をなす何にても
 存よらぬ不時をいひ出す日也

こ十七 曆中段にて医を求る方角

ひらくの日の病人ハ東北の間にて

求むべし北の方大にわろし

とづの日の病人ハ西北の間にて

もとむべし東北大にわろし

たつの日の病人ハ東北の間にて

求むべし西北大にわろし

のぞくの日の病人ハ北の方にて

もとむべし東の方大にわろし

ミつの日の病人ハ南のかたにて

もとむべし東北大にわろし

たいらの日の病人ハ東南にて

求むべし北のかた大にわろし

さだんの日の病人ハ西のかたにて

求むべし北の方大にわろし

とるの日の病人ハ西北の方にて

求むべし東南大にわろし

やぶるの日の病人ハ西北の間にて

もとむべし東北大にわろし

あやふの日の病人ハ南のかたにて

求むべし東西北大にわろし

なるの日の病人ハ東西南北

ともによし

おさんの日の病人ハ南のかた

にて求むべし又ハ東南の間

二てもよし西南の間東北の間悪し

こ十八 曆に無き方角禁忌五ヶ條

蠶室 大將軍の御后なり二十歩

間を禁ずこれをおかせバかいこを

損ず年の暮毎に此神を祭れバ

来年蠶多からしむ

博士 ハ歳の貴神なり土を犯し

うごかす事をいミきらへり午未

巳のとしハ戌亥のかたなり余ハこれ

に準じてしるべし

奏書 ハとしの吉神なりこのかたを

堀うがつ事をすべからずその余は

吉神にして万事によろしいぬとり

さるのとしハ坤の方余ハ准てしるべし

力士 ハとしの凶神なり此方をおかせバ

瘟疫をうれふべし手脚を損ずる

事有べし恐れ慎ミてよし方位ハほか

のくりやうとおなじ

飛廉 ハ陰氣の靈にして又大殺と

号けて物事を妨げ害ふ也百事

用ゆべからすこれをおかせば公事を

つかさどる也慎むべし

凡毎年方角の吉凶あり大抵相生相剋をもつて

これをことハる事一理なきにあらず然りといへども

忌と云字ハ己が心と書なりふかく相生相剋の理に

沈ミ拘るべからず禹王の洪範に相生せざれば通達せ

ず相剋せざれば裁制なしとて生と剋とハ躰用に

て物と事と調ふ道なれば忌嫌べきことならずたと

へバ火剋金にして刀劍釜鼎鋤鋤ともなり金剋木にて

家宅器財も出来る道理なれば善を行へバ吉日なり

不善をなせば悪日なり扱又方角を深くえらふは

惑の甚しき也それ本朝ハ鬼門張なり大坂より京へ

さしてハ真鬼門也方角日取ハ愚を使ふ謀なりとぞ

こ十九 曆中段により失物走人方角

ひらくの日 東南の間にあり

とづの日 西南の間にあり

たつの日 東のかたにあり

のぞくの日 西北の間にあり

ミつの日 東北の間にあり

たいらの日 西南の間にあり

さだんの日 西のかたにあり

とるの日 東南のかたニあり

やぶるの日 北のかたにあり

あやふの日 南のかたニあり

なるの日 方々へ得て定まらず

おさんの日 西南の間ニあり

右うせ物を走り人の方角ハ

のぞくの日をやぶるの日の方

角にハなき事も有べし

そのときにハさつそくその

方角のむかふにあたる方

角を尋ぬべしこれハのぞく

とやぶると両日にかぎりたる

事なりやぶるの走り人有て

別して大切也のぞくの日

方角ハ西北の間なれば戌亥

を尋もしなきときハたつミの

間にありと心得べしやぶるの

方角北になき時ハ南のかたを

たづぬべし

こ二十 金神方角により年の吉凶を知る事

金神午のかたにある年ハ六月土用晴天にてきびしくてらバ

災なし土用曇天なる時にハ秋洪水なり

何れの方にもせよ六方金神なる年ハ洪水なり

金神丑寅未申の方角に有としハ豊年なり

金神子のかたに有としハ雨多し

金神辰巳の方にあるとしハ万物相場あるもの高下をなす

金神卯のかたに有年ハ雨少く夏の土用大にあつし

金神戌のかたにあるとしハ雨程よく日の照事強し雷風

おだやかにして豊年なり

謝辞

本翻刻をなすにあたり、篠田健一氏に数多御教示いただいた。ここに記して感謝申しあげる。

註

伊藤孝行（二〇二二）翻刻『万代大雑書古今大成』（十二）、「メディア・コミュニケーション研究」七四、一一十八頁

（二〇二二年十月二十五日提出、二〇二二年十月二十五日受理）